

入間市健康福祉センタートレーニング室運営要領

(趣旨)

第 1 条 入間市健康福祉センター（以下「センター」という。）のトレーニング室の管理運営に関しては、入間市健康福祉センター条例（平成 14 年条例第 45 号。以下「条例」という。）、入間市健康福祉センター条例施行規則（平成 14 年規則第 41 号。以下「規則」という。）その他市長が定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

(入退室及び受付時間)

第 2 条 トレーニング室の入退室及び受付の時間は、次のとおりとする。

曜日	入退室時間	受付時間
月曜日から土曜日まで	午前 9 時から午後 10 時まで	午後 9 時まで
日曜日	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 4 時まで

(休館日)

第 3 条 市長は、条例第 8 条に定める 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの休館日のほか、トレーニング室の機器の整備その他管理及び利用者の安全のために必要な期間について、トレーニング室を臨時に休館することができる。

(使用料)

第 4 条 トレーニング室を利用する者は、条例 1 2 条の規定により、条例別表第 3 に規定する次の使用料を、利用前に納めなければならない。

利用区分	6 5 歳未満	6 5 歳以上
1 回券	3 0 0 0 円	2 0 0 0 円
回数券（1 1 回券）	3,0 0 0 0 円	2,0 0 0 0 円
1 か月定期券	3,0 0 0 0 円	2,0 0 0 0 円
3 か月定期券	6,0 0 0 0 円	4,0 0 0 0 円

※ 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額となる。

(使用料の免除)

第 5 条 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者は、それを提示することにより、規則第 4 条第 1 項第 1 号ウの規定により使用料を免除とするものとする。なお、精神障害者保健福祉手帳の更新又は障害等級変更中の者については、「精神障害者福祉手帳申請書(申請者控用)」の提示により同等の扱いとする。

(利用者の特例)

第 6 条 条例別表第 3 備考 2 に定める者のうち、次の各号に掲げる者がトレーニング室を利用する場合は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運動に支障のある疾患（脳血管疾患、心疾患、循環器疾患、難病等）がある者 当該疾患に係る担当医に運動の許可を得、様式1号の「診療情報提供書」を市長に提出すること。

(2) 自身でトレーニング機器を操作できない者 トレーニング機器の利用の補助のための付き添いと共に利用すること。

(注意事項)

第7条 利用者は、トレーニング室の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運動に適した服装及び室内用シューズを着用すること。

(2) 使用したトレーニング機器等は、必ず所定の場所に戻すこと。また、トレーニング機器等の持込みはしないこと。

(3) トレーニング室では、水分補給以外の飲食はしないこと。なお、トレッドミルを走行しながらの水分補給は禁止とする。

(4) 貴重品は各自で管理すること。なお、ロッカーの鍵を紛失した場合は自己負担とする。

(5) トレーニング室では、携帯電話は使用しないこと。

(6) 酒気を帯びているとき、体調の悪いとき又は血圧の高いときはトレーニングを行わないこと。

(7) 15歳未満の子ども連れでの入場をしないこと。

(8) 健康の保持及び安全のため、利用を認められていないトレーニング機器の利用はしないこと。

(9) 利用者は指導員の指示に従うこと。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、トレーニング室の利用に関し、必要な事項は、センターの所長が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。